

消潜100プロジェクト委員会規則

第1条（適用）

この規則は、一般社団法人消防潜水連盟（以下、「消潜」という。）が設置する消潜100Pプロジェクト委員会（以下「消潜100P」という。）について適用する。

第2条（委員会の設置）

消潜の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て、消潜100Pを設置することができる。

第3条（委員会の改廃等）

消潜100Pの廃止および改変は、理事会の決議によるものとし、その場合には、次の社員総会に報告しなければならない。

第4条（委員長および委員）

消潜100Pの会長は、「消潜100P会員（正会員）」の中から、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

2 消潜100Pの委員は、「消潜100P会員（正会員）」の中から理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 消潜100Pに副会長、東・西日本代表、各地方代表（9地方）および都道府県代表（以下「会長、副会長等」という。）を置くことができ、原則として委員のなかから理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第5条（任期）

会長、副会長等および委員の任期は、1年とし、委嘱の日から始まり次期委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

第6条（顧問）

消潜100Pは、必要があるときは、理事会の決議を経て、終身名誉会長、名誉会長または名誉会員を顧問として委嘱することができる。

第7条（専門委員および外部委員）

消潜100Pは、必要があるときは、理事会の決議を経て、正会員を専門委員として委嘱することができる。

2 消潜100Pは、必要があるときは、理事会の決議を経て、正会員および名誉会員以外の者を外部委員として委嘱することができる。

第8条（理事および監事の出席）

理事および監事は、消潜100Pに出席し、意見を述べることができる。

第9条（運営）

消潜100Pは、この規則に定められたことのほか、理事会の承認によって決定された事項に従って運営することができる。

2 消潜100P内規は、理事会の承認を受けて変更することができる。

第10条（規則の変更）

この規則は、理事会および社員総会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則は、平成27年10月1日から施行する。